

てんし 蜜蜂転飼許可申請を受付けます（令和9年次分）



住所地以外の場所で蜜蜂を飼育する場合は、蜜源の有効活用や競合を未然に防ぐため、山口県蜜蜂転飼条例に基づき、あらかじめ転飼場所や飼育期間を記入した『蜜蜂転飼許可申請書』を提出し、許可を受ける必要があります。

■対象

次のいずれかに該当する人は、蜜蜂転飼許可申請が必要です。

- ◇蜂蜜などを譲渡・販売することを目的として蜜蜂を飼育する人
- ◇蜂蜜などの譲渡目的外でも6群以上飼育する人

■提出書類

『蜜蜂転飼許可申請書』

申請書の様式は、経済課農林振興係で受け取ることができます。なお、許可を受けようとする群数に応じて手数料が必要です。

■手数料

転飼場所1か所につき、1群あたり150円。
16群以上は一律2,300円。

■申請の流れ

蜜源の競合を避けるために、以下の流れで手続きをしてください。

- ①転飼先の山口県養蜂農業協同組合支部長に申請内容の確認を依頼する。（9月18日（金）まで）
↓
- ②支部長確認印のある申請書を、経済課農林振興係に提出する。（9月30日（水）まで）

■留意事項

- ◇支部長確認印のない申請や、提出期限を過ぎた申請は許可できない場合があります。申請書は提出期限までに提出してください。
- ◇手数料として県収入証紙を申請書に貼付してください。

問 経済課 農林振興係 ☎ 52-5805

柳井農林水産事務所 畜産部 ☎ 22-2416

家庭で不用になったパソコンを無料で回収します

町では、小型家電リサイクル法の認定業者であるリネットジャパンリサイクル株式会社と協定を結び、不用になったパソコンを宅配便で無料回収するサービスを実施しています。

パソコンの処分にお困りの人は、以下のいずれかの方法をご利用ください。

1. 宅配便による回収（自宅から回収）

■回収手順

- ①専用サイトで申し込む
- ②不用なパソコンを段ボールに詰める
- ③希望する日時に宅配業者が自宅から回収する

■回収のポイント

- ◇パソコンが含まれる場合、1箱分の回収料金が無料になります。
- ◇パソコンと一緒に、プリンターなどの周辺機器も回収できます。
- ◇データ消去ソフトを無償で提供しています。
- ※有料でデータ消去および証明書の発行も可能。

■申込み・問合せ先

リネットジャパンリサイクル株式会社
HP（上記QRコード）から申し込む。HPでの申し込みが難しい人は、専用窓口（☎ 0570-085-800）へご相談ください。



2. 町の窓口での回収（直接持ち込み）

役場窓口でもパソコンの無料回収を行っています。直接持ち込みを希望する人は、開庁時間内に下記窓口までお持ちください。

※ 注意 ※

町ではデータ消去のサービスは行っていません。事前にご自身でデータの消去をお願いします。

問 町民福祉課 環境係（1階⑤窓口）☎ 52-5810